

務	00	01	5年
(令和11年3月末まで保存)			

生保第336号

令和6年3月18日

各 所 属 長 殿

青森県警察本部長

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表について
警備業法（昭和47年法律第117号）及び探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）に基づく行政処分の公表については、「警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表について」（令和3年12月17日付け生企第306号。以下「旧通達」という。）により行ってきたところであるが、デジタル社会の形成を図るための規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）が制定され、令和6年4月1日から施行されることに伴い、所要の見直しを行ったので、事務処理上誤りのないようにされたい。

この公表基準は同日から施行することとなるが、公表の制度により、依頼者が業者の選択に際し、適切な判断をするために必要な情報が提供されることで、業界全体の健全化が期待されることから、本制度を適正に運用し、警備業及び探偵業の業務の適正化に資するよう努められたい。

なお、旧通達は廃止する。

担当 生活保安課
営業・危険物係

警備業法及び探偵業の業務の適正化に関する法律に基づく行政処分の公表基準

1 公表の対象となる行政処分

公表の対象となる行政処分（以下「公表対象処分」という。）は、次に掲げる行政処分とする。ただし、指示については、当該被処分者が過去3年以内に指示を受け、又は過去5年以内にその他の処分を受けた場合に限るものとする。

(1) 警備業法（昭和47年法律第117号）

- ア 認定の取消し（第8条）
- イ 指示（第48条）
- ウ 営業停止命令（第49条第1項）
- エ 営業廃止命令（同条第2項）

(2) 探偵業の業務の適正化に関する法律（平成18年法律第60号）

- ア 指示（第14条）
- イ 営業停止命令（第15条第1項）
- ウ 営業廃止命令（同条第2項）

2 公表の内容

公表は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 認定の番号又は届出書の受理番号
- (2) 被処分者の氏名（法人にあっては、その名称及び代表者の氏名）及び主たる営業所の所在地
- (3) 当該処分に係る営業所等の名称及び所在地
- (4) 処分内容
- (5) 処分年月日
- (6) 処分理由及び根拠法令

3 公表の方法

- (1) 公表は、青森県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が行うものとする。
- (2) 公表対象処分を行った場合は、次の方法により公表を行う。
 - ア 青森県警察本部（以下「県警察」という。）への行政処分簿（別記様式）の備付け
 - イ 公安委員会又は県警察のホームページへの行政処分簿の内容の掲載
- (3) 公安委員会は、公表対象処分を行う際に、他に公表を行う公安委員会がある場合には、当該公安委員会に対し行政処分簿の写しを送付し、通知するものとする。

また、他の公安委員会が行った営業停止命令の通知を受けた場合には、上記(2)の方法により公表を行うものとする。

4 公表の期間

公表の期間は、当該処分が行われた日から起算して3年間とする。

別記様式

行政処分簿

被 処 分 者	認定の番号・届出書の受理番号	公安委員会 第 号
	氏名又は名称	
	代表者の氏名	
	主たる営業所の所在地	
	処分に係る営業所の名称及び所在地	
処分年月日	年 月 日	
処分内容		
処分理由・根拠法令		
処分を行った公安委員会	公安委員会	

注1) 処分内容欄には、認定の取消し、営業廃止命令、営業停止命令、指示の別を記載し、営業停止命令の場合には、併せて停止期間を記載する。

注2) 処分理由欄には、処分の原因となった行為の概要を簡潔に記載する（例：「立入検査を実施したところ、警備員に対する教育義務違反が判明したもの」「探偵業の従業者が、調査対象者に執拗につきまとったもの」等）。